

PJLink 運用規定

Version 1.07

2013.1.8

目次

1. PJLink について	3
2. 目的.....	3
3. 対象製品.....	3
4. 運営費	3
5. 規格の公開	3
6. 規格作成への参画資格.....	3
7. 規格の実装方針	4
8. 規格実装時の運用.....	4
9. 互換性	4
10. 品質保証	5
11. 今後の発展性	5

1. PJLink について

PJLink は一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（以下、JB Mia と表記する）JB Mia において制定されたプロジェクター/ディスプレイ制御の標準仕様である。PJLink の全ての権利は JB Mia に属する。

2. 目的

本規程は、プロジェクター/ディスプレイ制御の標準仕様である PJLink の円滑な運用・管理を行うために必要な事項を定めるものである。

3. 対象製品

対象製品は以下とする。

- ・ PJLink 対応プロジェクター/ディスプレイおよび周辺機器
- ・ PJLink 対応コントローラおよび制御ソフトウェア

4. 運営費

PJLink の運営費用は JB Mia データプロジェクター部会の事業参加負担金にて運営し、特別な支出についてはデータプロジェクター部会にて審議し決定する。PJLink の運営は JB Mia データプロジェクター部会が行うものとする。

5. 規格の公開

1) 公開方法

PJLink 仕様書一式、テストプログラム一式は、JB Mia の Web サイトにおいて一般に公開する。WEB 運用規定は別途定める（非公開）。

2) 仕様書のダウンロード

PJLink 仕様書は、JB Mia の Web サイトからダウンロード可能とする。

PJLink を普及、見直し、展開するために、以下の情報をアンケート形式で収集する。

- ・ 会社名/団体名
- ・ 業種（選択式）
- ・ 業務種別（選択式）
- ・ 使用目的（選択式）

ダウンロードする PJLink 仕様書の著作権は JB Mia が保有し、使用者による内容の改定は禁止する。また、第三者へ配布する際は、PJLink 仕様書一式で配布しなければならない。

なお、仕様書を不特定多数へ配布する際は、JB Mia に許可を得ること。

6. 規格作成への参画資格

JB Mia の会員・会員の連結子会社もしくは賛助会員かつ、データプロジェクター部会の合議により認められた対象製品の製造事業者または販売事業者に限り、PJLink の規格作成に参画できるものとする。

7. 規格の実装方針

PJLink の実装は、2005 年 4 月以降に出荷*する 3 項に定める機器に対するものとする。

本規格に賛同する者は、プロジェクター/ディスプレイおよび周辺機器への PJLink の実装に努めるものとし、PJLink の普及・発展に尽力するものとする。

※出荷とは、第三者が入手できる状態を示す

8. 規格実装時の運用

対象製品の製造事業者または販売事業者が、対象製品に PJLink 規格を実装して出荷するための条件は下記とする。

- 1) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、JB Mia が Web にて一般公開する規格適合性検証ツールを入手し、自主試験により適合を確認すること。
- 2) 対象製品の製造事業者および販売事業者は、対象商品出荷前に「PJLink 商標等使用許諾契約」および「合意書」を締結すること。

プロジェクター/ディスプレイおよび周辺機器に PJLink 規格を実装し商標を使用する場合は、「PJLink 商標等使用許諾契約」の締結は有償とし、コントローラ・制御ソフトに PJLink 規格を実装し商標を使用する場合は無償とする。

ただし、2006 年 5 月時点のデータプロジェクター部会に入会していた部会会員は無償とする。

また、対象製品の製造事業者または販売事業者のどちらか一方がデータプロジェクター部会会員で既に「PJLink 商標等使用許諾契約」の締結をしている場合は、もう一方の対象製品の製造事業者または販売事業者の「PJLink 商標等使用許諾契約」の締結は不要であり、かつ無償とする。

- 3) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、JB Mia に対し、モデル毎に対象商品出荷前に別途定める「登録申請書」を提出しなければならない。

なお、ホームページへの掲載を希望しない場合は、その旨「登録申請書」に記載してホームページへ非掲載とすることができる。

対象製品の製造事業者または販売事業者は、全て適合製品に対して取扱説明書等の製品関係書類に以下の記載を行わなければならない。

- i) PJLink 規格に適合している旨の文章。
- ii) PJLink に対応した製品が対応しているクラス及び、対応しているコマンド一覧または対応していないコマンド一覧。コマンド全対応の場合は、全対応の旨を記載する。
- iii) 適合を確認した際の PJLink 標準仕様バージョン。

9. 互換性

1) 検証方法

- ・ JB Mia が Web にて一般公開する「規格適合性検証ツール」を使用して、対象製品の製造事業者または販売事業者が自主試験を実施する
- ・ 試験結果に基づく製品の規格適合性は、対象製品の製造事業者または販売事業者が保証するものとする

2) 免責事項

- ・ 規格適合性検証ツールは、最低限必要な適合性を確認するための物であり、すべての機器間において互換性を保障するものではない。
- ・ 規格適合性検証ツールは、その機器の信頼性等を保障するためのものではない。

10. 品質保証

- 1) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、自己が知り得る限りにおいては、当該適合製品が PJLink の仕様に合致していることを表明しかつ保証する。
- 2) 対象製品の製造事業者または販売事業者は、JB Mia より書面による 30 日前の事前要請があれば、当該適合製品に関する製品サンプル等を、適宜 JB Mia に提供しなければならない。
対象製品の製造事業者または販売事業者は、当該 PJLink の仕様に合致していることを定期的に検査することに全面協力する。
- 3) 品質管理の目的の為に JB Mia に提出された適合製品の品質が、本運用規程に合致していないと JB Mia が判断した場合には、対象製品の製造事業者または販売事業者は、JB Mia による当該通知後 90 日以内に、当該不一致ないし不十分な個所を完全に修復させなければならない。もし、対象製品の製造事業者または販売事業者が当該 90 日以内に、当該不一致／不十分な個所が完全に修復しない場合に、JB Mia は当該不一致／不十分な適合製品に対して、PJLink 商標の使用許諾および登録を取消すことが出来る。
- 4) JB Mia により PJLink 商標の使用許諾および登録を取消された場合には、対象製品の製造事業者または販売事業者は速やかに当該不一致／不十分な適合製品の販売を中止しなければならない。

11. 今後の発展性

- 1) プロジェクター/ディスプレイの普及に伴い、それらを統合管理・制御したいとする要望が今後も増加していくと予想される。PJLink は、その様な需要を想定し策定されたものであり、プロジェクター/ディスプレイメーカー・モデルの差異を意識することなく制御するための仕様として幅広く普及することが期待される。
- 2) 様々な用途、需要に対応すべく PJLink は基本機能だけでなく、今後さらなる機能拡張を図り、常に時代のニーズを反映した仕様として、プロジェクター/ディスプレイ業界の発展に貢献していけるように運用・管理を行う事とする。